府　令

○内閣府令第七十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項（同法第百九十九条及び第二百七十二条の十六第三項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第百十五条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十一条第一項及び同項第三号（これらの規定を同法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）、第二百二条第一号及び第二号、第二百九条第九号、第二百二十八条第一号及び第二号、第二百三十四条第八号、第二百七十一条の二十四第二項、第二百七十一条の二十五第一項、第二百七十一条の二十八の二第一号及び第二号並びに第二百七十一条の三十二第二項第八号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産の評価） **第二十四条の三**　［略］ ［2～5　略］ 6　次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一　［略］ 二　市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。） 三　［略］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　［略］ ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号及び第五十九条の二第一項第五号ホ(3)において同じ。）に係る権利 ［ハ～チ　略］ 三　［略］	（資産の評価） **第二十四条の三**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ 二　市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。第八十六条の二第三項第二号及び第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）を除く。） 三　［同上］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)及び第八十七条第三号ニにおいて同じ。）に係る権利 ［ハ～チ　同上］ 三　［同上］